平成２２年（フ）第１３５号
青森市大字浜田字玉川234番地７
債務者　我満　　大
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
川崎市麻生区はるひ野１丁目12番２―302号、前住所岐阜県養老郡養老町押越1048番地１
債務者　福本七菜子（旧姓栗田）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
川崎市多摩区宿河原６丁目32番５―503号
債務者　平田　昌文
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２号
長野県佐久市伴野966番地５、前住所長野県佐久市根岸200番地１
債務者　佐藤　和正
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第３号
長野県佐久市伴野966番地５、前住所長野県佐久市根岸200番地１
債務者　佐藤　　綾（旧姓伊坂）
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第３６号
長野県北佐久郡立科町大字芦田2686番地
債務者　荻原ふじ美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第３７号
長野県佐久市八幡683番地１
債務者　古川　美恵
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１２８号
岡山市北区南中央町５―20　平松マンション403、住民票上の住所岡山県倉敷市児島稗田町3983番地12
債務者　小川　公子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９号
岡山市東区金田1209番地４
債務者　田中　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４０号
岡山市東区金田1209番地４
債務者　田中　　綠
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１１号
岡山市中区雄町115番地４
債務者　番能　清孝
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３５３号
東京都江東区亀戸７丁目57―12―910
債務者　桐生香世子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３号
沖縄県中頭郡読谷村字儀間72番地
債務者　内間　茂桃
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４４号
沖縄県中頭郡読谷村字儀間72番地
債務者　内間　　惠
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２２９３２号
東京都品川区荏原２丁目15―12―302
債務者　柳原　裕介
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３８３号
東京都葛飾区立石８丁目６―15―201
債務者　狩野　幸男
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部